

論文式試験の採点及び合否判定を段階評価でおこなう一つの案

平成 15 年 7 月 11 日

宮 川 光 治

1 論文式試験の採点方法

あらかじめ評価項目・評価基準を作成し、考査委員の科目別会議において、評価についての考えを統一する。

点数評価をせず、合格答案かどうか(期待される水準に達しているかどうか)の判定をする。そして、合格答案について A,B,C の 3 段階評価をし(例えば、A 約 30%、B 約 40%、C 約 30%)、不合格答案について D,E の 2 段階評価をする(例えば、D 約 30%、E 約 70%)。なお、偏差値調整はしない。

答案は、各科目について、2 人の考査委員がみる。評価が分かれた場合は次のとおりとする。1 人が A あるいは B と評価した答案は合格答案とする。2 人とも C と評価した答案も合格答案とする。1 人が C と評価した答案について、他方がそれ以下と評価した答案については、さらに他の 1 人がみる。その場合、3 人中 2 人以上の評価が C 評価である答案を最終的に C 評価とし、合格答案とする。

2 合否判定における総合評価の方法

すべての科目について、C 以上の評価である場合は、合格とする。

公法系・民事系・刑事系の三つの系科目のうち 1 科目が D 評価である場合は、短答式試験の成績と論文式試験の各成績を総合して判定する。その場合、例えば、短答式試験について合格に必要な成績以上の者について、その約 30%を A、約 40%を B、約 30%を C と評価する。論文式試験の他の 2 科目と短答式試験がいずれも B 以上の評価である場合は、合格とする等。

選択科目が D 評価の場合は、短答式試験の成績、系科目の論文式試験の成績を総合して判定する。例えば、それらの 3 つ以上が B 以上の評価である場合は、合格とする等。

以上